登録免許税非課税証明願　添付書類一覧

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 添付書類 | | | 備考 |
| （１）当該不動産の登記事項証明書（全部事項証明書）    新築した建物に関する証明願いの場合は、建物が竣工して表示登記  完了した後に、建物の「保存登記」を行います。  この「保存登記」の申請時に納付する「登録免許税」について非課税  の扱いを受けるために「証明願」を申請していただきます。  よって、表示登記完了後に取得した全部事項証明書が必要となります。  注  意 | | | 法務局発行  の原本 |
| （２）誓約書 | | | 別添様式 |
| （３）当該不動産の使用権限を証明する書類    法人の所有であることを確認するために、契約書と領収書を求めます。 | 売買により  取得する場合 | ・当該不動産の売買契約書の写し  ・当該売買契約の代金領収書の写し※ | 原本証明が  必要  **※　領収書の写しは、支払い済みのものだけで可。** |
| 建築により  取得する場合 | ・当該不動産の建築に係る工事請負契約書の写し  ・当該工事請負契約の代金領収書の写し※ |
| （４）当該不動産の図面 | 建物の場合 | ・建物の各階平面図（竣工図）  ・各階の間取りが判るもの | 社会福祉事業の用に供する部分を確認します。 |
| 土地の場合 | ・土地の公図の写し等 |
| （５）理事会議事録その他当該不動産の取得目的を証する書類 | ・当該不動産の取得目的に関する審議が含まれている理事会議事録の写し  ※ 直近のものではなく、今回の物件を取得することを決定した時の議事録  ・その他、当該不動産で行う事業の指定通知書の写し等  注意事項  　・　今回、非課税に係る証明願いの対象となる不動産を担保に、ＷＡＭ以外から資金を借入れる  場合、当該不動産に「抵当権の設定」登記が必要なので、設定の登記も同時に申請されます。  　・　この場合、「所轄庁の担保提供承認」が無いまま、抵当権の設定登記がされてしまうと、  　　　法第45条の13第４項第１号に定める「重要な財産の処分」に関する手続きを経ずに、登記  　　　されることとなり、抵当権を設定する金融機関等としても、「法令に抵触する」として法令  　　　遵守の立場から、対応が困難になります。  　・　よって、所轄庁へ「担保提供承認申請」を必ず、同時に行ってください。 | | 原本証明が  必要 |